



水保第1295号



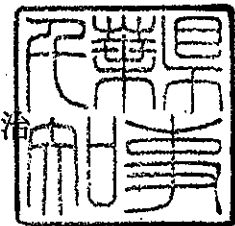
千葉県環境審議会 様

湖沼水質保全計画の策定について（諮問）

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年7月27日法律第61号）第4条第1項の規定により、湖沼水質保全計画を策定する必要があるため、下記のことについて諮問します。

平成28年7月20日

千葉県知事 鈴木 栄治



記

諮問

- 1 印旛沼に係る湖沼水質保全計画の策定について
- 2 手賀沼に係る湖沼水質保全計画の策定について



環 第 3 1 7 号  
千 環 審 第 6 号  
平 成 2 8 年 7 月 2 8 日

千葉県環境審議会  
水環境部会長 近藤 昭彦 様

千葉県環境審議会  
会長 瀧 和



審議事項の部会への付議について

平成28年7月20日付け水保第1295号で知事から諮問のあった  
下記事項について、千葉県環境審議会運営規程第5条の規定により、  
貴部会に付議しますのでよろしく御審議願います。

記

- 1 印旛沼に係る湖沼水質保全計画の策定について
- 2 手賀沼に係る湖沼水質保全計画の策定について